

品種登録制度における育成者権

山 村 大 介*

抄 録 優秀な品種は、農林水産業生産の基礎であり、多収、高品質、耐病性等に優れた多様な品種の育成は、その発展を支える重要な柱です。これら新品種の育成を積極的に奨励するためには、新品種の育成者の権利を適切に保護する必要があり、我が国においては種苗法に基づく品種登録制度により、育成者権として保護が図られています。本稿では、この育成者権を中心に品種登録制度について概説します。

目 次

1. はじめに
2. 種苗法とは
 2. 1 種苗法の目的
 2. 2 品種登録の保護対象・要件
 2. 3 品種登録の流れ
3. 育成者権とは
 3. 1 育成者権の発生・内容
 3. 2 育成者権の存続期間
 3. 3 育成者権者による登録品種の利用
 3. 4 育成者権の例外
 3. 5 育成者権等の登録
 3. 6 育成者権侵害への対応・侵害事例
4. UPOV条約の概要
5. おわりに

1. はじめに

優秀な品種は、農林水産業生産の基礎であり、多収、高品質、耐病性等に優れた多様な品種の育成は、その発展を支える重要な柱です。

一方で、新品種の育成には、専門的な知識、技術とともに長期に亘る労力と多額の費用が必要ですが、新品種の育成自体が確実に成果が得られるという性格のものではない。一旦育成された品種については、第三者がこれを容易

に増殖することができる場合が多いことから、新品種の育成を積極的に奨励するためには、新品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。

このため、我が国においては、種苗法に基づく品種登録制度により、植物新品種の育成者の権利保護を行い、新品種の育成の振興が図られています。

2. 種苗法とは

2. 1 種苗法の目的

種苗法の目的は、同法第1条により「この法律は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする。」とされています。

したがって、特許法や商標法における「産業の発達」よりは分野が限定されておりますが、これはその対象が、いわゆる植物であることを考えれば自明といえます。

* 特許業務法人津国 弁理士
Daisuke YAMAMURA

2. 2 品種登録の保護対象・要件

(1) 保護対象植物

栽培される全植物（種子植物，しだ類，せんたい類，多細胞の藻類）および政令で指定されたきのこが保護対象となります。これらの新品種を育成した育成者およびその承継人が品種登録の出願をすることができます。

(2) 品種登録の要件

品種登録を受けるためには，種苗法に定める次の登録要件を満たすことが必要です。

1) 区別性 (Distinctness)

既存品種と重要な形質（形状，色，耐病性等）で明確に区別できること。

2) 均一性 (Uniformity)

同一世代でその特性が十分類似していること（播いた種子から同じものができる）。

3) 安定性 (Stability)

増殖後も特性が安定していること（何世代増殖を繰り返しても同じものができる）。

4) 未譲渡性

出願日から1年さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。外国での譲渡は，日本での出願日から4年（木本性植物は6年）さかのぼった日より前になされていないこと。

5) 名称の適切性

品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと。

2. 3 品種登録の流れ

(1) 出 願

品種登録の出願は，農林水産大臣あてに「品種登録願（願書）」を提出して行います。願書には，出願品種の特性等を記載した「説明書」および「植物体の写真」等を添付しなければなりません。その他にも，出願の条件によって，「種

子または種菌」や「証明書類」等，必要となる資料，書面があります。また出願料（47,200円）は願書に収入印紙を貼付して納付します。

(2) 出願公表

出願品種を利用した者が不測の損害を被らないよう，当該品種が出願中であることを広く公示する仕組みです。

出願公表は，出願受理後遅滞なく，公表の年月日，植物の種類，品種の名称等を官報告示することで行われます。これにより，一般からの情報の提供等がなされ，適正な審査が行われることとなります。

なお，公表された品種登録出願の情報については，農林水産省の品種登録ホームページ等を通じて入手することができます。

(3) 仮保護

出願から品種登録までは，通常数年の審査期間を要することから，この審査期間中においては，品種登録後，同審査期間中に自己の出願品種の種苗等の生産・譲渡等をした者に対して利用料相当額の補償金の請求ができるという仮保護が出願人に与えられます。

ただし，当該請求ができるのは，原則として事前に書面による警告等を行った場合および利用者が出願品種であることを知っている場合に限られます。

(4) 審 査

出願公表後，品種登録の要件が満たされているか否かについて次の審査が行われ，品種登録の適否について判断されます。

1) 特性審査

特性審査とは，当該品種の特性が登録要件（区別性，均一性，安定性）を満たしているか否かについて審査することをいいます。なおそれぞれの英語の頭文字をとって，DUS審査ともいわ

れます。

特性審査は、原則として栽培試験により行われますが、一定の要件を満たしている場合等は、現地調査、資料調査（同盟国等との審査協力を含む）により行われることがあります。

2) 品種名称の審査

出願品種の名称が、登録できない品種名称に該当するか否かについて審査が行われます。

名称審査は、「出願後すぐ」と「登録直前」の2回行われます。審査の結果、名称が適切であると判断されると出願公表されます。一方、所定の要件に該当する場合は、名称の変更が命じられ、指定期日内に名称が変更されないときは、出願は拒絶されます。

3) 未譲渡性の審査

未譲渡性の審査は、出願品種の種苗およびその収穫物について、①国内においては出願の日から1年さかのぼった日前に、外国においてはその出願の日から4年（木本の植物は6年）さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていたか否か②試験もしくは研究のためまたは育成者の意に反して譲渡されたものであるか否かについて審査されます。

3. 育成者権とは

3.1 育成者権の発生・内容

審査の結果、拒絶理由に該当しないと判断された出願については品種登録がされ、品種の名称、植物体の特性、登録者の氏名および住所、存続期間等が品種登録簿に記載されるとともに、官報で告示されます。そして、この品種登録によって育成者権が発生することになります。

育成者権者は、業として登録品種および登録品種と明確に区別されない品種（以下「登録品種等」といいます。）の種苗、収穫物および一定の加工品を利用する権利を専有します。

したがって、育成者権者以外の人には、育成者

権者の許諾を得なければ、登録品種等を業として利用することはできません。また、登録品種である原品種の主な特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成された従属品種や繁殖のため常に登録品種である原品種植物体を交雑させる必要がある交雑品種についても、原品種の育成者権者は、これらの品種が品種登録を受けた場合と同一の権利を有します。

3.2 育成者権の存続期間

育成者権の存続期間は、原則登録日から25年ですが、果樹、林木、観賞樹等の木本性植物については30年です。

ただし、存続期間内であっても、①定められた期間内に各年分の登録料が納付されない場合②品種登録の要件を満たしていなかったことが判明した場合③品種登録後に植物体の特性が保持されていない場合には、品種登録が取り消されます。

3.3 育成者権者による登録品種の利用

(1) 登録品種の利用行為

まず、登録品種の利用とは、次に掲げる行為のことをいいます。

1) 種苗に係る行為

①生産：種苗を生産すること

②調整：きょう雑物の除去、精選、種子の洗浄、乾燥、薬剤処理、コーティング等

③譲渡の申出：カタログを需要者に配布し、注文を受け付けられるようにすることや店頭で品種名および価格等を掲示すること

④譲渡：種苗の販売、植物園での入場者への配布等

⑤輸出：種苗を外国に向け送り出すこと

⑥輸入：外国にある種苗を国内に搬入すること

⑦保管：①～⑥のための保管

2) 収穫物に係る行為

種苗段階で権利行使する適当な機会がなかつ

た場合には、収穫物に関する1)同様の行為と「貸渡しの申出」、「貸渡し」にも権利が及びます。ただし、「調整」は、収穫物では考えられないため除かれます。

3) 加工品に係る行為

種苗および収穫物段階で権利行使する適当な機会がなかった場合には、収穫物から生産された加工品のうち政令で指定するものに関する2)同様の行為に権利が及びます。

(2) 育成者権者による登録品種の利用

育成者権者は、登録品種等を独占的に利用(種苗の生産・販売等)することができます。また、育成者権者は、財産権である育成者権の譲渡や質権の設定をすることができます。さらに、育成者権者は、登録品種等の種苗等の利用を他人に許諾(利用権の設定)して、利用料を得ることもできます。

この許諾には、許諾を受けた者が契約で定められた範囲で登録品種等を利用することができる「通常利用権の許諾」と、設定を受けた者のみが契約の範囲内で排他独占的に登録品種等を利用でき、育成者権者であっても利用権が設定されている範囲では登録品種等を利用できない「専用利用権の設定」の2種類があります。なお、「専用利用権の設定」については、品種登録簿に登録しなければ、その効力は生じません。

3. 4 育成者権の例外

上述のような排他・独占的な利用を内容とする育成者権ですが、これには次に掲げる例外があり、これらの行為には権利は及びません。

(1) 新品種の育成その他の試験または研究のためにする品種の利用

- 1) 新品種の育成に使用するため、登録品種の種苗を増殖すること
- 2) 登録品種の特性を調査し、登録された特徴

どおりのものであるかどうか確認するため、登録品種の種苗を増殖し、栽培すること

(2) 農業者の自家増殖で法令で定める場合

農業者の自家増殖とは、農業者(農業者個人と農業生産法人)が正規に購入した登録品種の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として用いることです。

農業者の自家増殖については、原則として育成者権が及びませんが、それを制限する契約を結んだ場合または所定の栄養繁殖性植物については育成者権の効力が及び、自家増殖には許諾が必要となります。

(3) 権利の消尽

育成者権者によって譲渡された登録品種の種苗、収穫物または加工品(正規品)等については、その譲渡された種苗等自体には育成者権の効力は及ばず、その再譲渡に対して改めて育成者権者の許諾は必要としません。

ただし、①その譲渡された種苗等を用いて登録品種の種苗を生産する行為②その譲渡された品種の育成に関する保護を認めていない国に対し、その譲渡された種苗または最終消費目的以外の目的で収穫物を輸出する行為については、育成者権の効力が及び、育成者権者等の許諾を得ることが必要です。

3. 5 育成者権等の登録

育成者権を登録し、維持するためには、所定の年間登録料を納付しなければなりません。登録料は、毎年払い、または数年分一括して納付することもできます。期限までに登録料が納付されない場合は、育成者権が取り消されます。ただし、2年目以降の登録料は、納付期限後6ヶ月以内に登録料の他に同額の割り増し料金を追納すれば、登録を継続することができます。

一方、育成者権の移転（相続その他の一般承継を除く。）、放棄による消滅または処分の制限（差押え、仮差押え等）については、品種登録簿に登録しなければ、その効力は生じません。専用利用権や質権の設定、移転（相続その他の一般承継を除く。）等についても同様です。なお、相続その他の一般承継があったときは、遅滞なくその旨を、「移転の登録の申請」という方法で農林水産大臣に届け出る必要があります。

3. 6 育成者権侵害への対応・侵害事例

(1) 品種保護Gメン

育成者権の保護・活用が円滑に行われるため、独立行政法人種苗管理センターの「品種保護Gメン」が公正・中立な立場で権利侵害の証明等に対する支援を行っています。

この品種保護Gメンは、北海道から沖縄まで全国7ヵ所に配置され、具体的には次のような活動を行っています。

- 1) 育成者権の保護・活用に関する相談への助言
- 2) 育成者権を侵害しているか否かの判断を支援するための品種類似性試験の実施
- 3) 育成者権の保護・活用に関する情報の提供
- 4) 育成者権侵害状況記録の作成
- 5) 証拠品保管のための種苗等の寄託

(2) 民事上の措置および刑事罰

育成者権が侵害された場合の措置として、差止請求や損害賠償の請求ならびに信用回復措置の請求といった民事上の救済を受けることができます。

また、故意による侵害の場合は、刑事上の制裁として、10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）が科されることとなります。

(3) 育成者権侵害の相談および侵害事例

上述の全国7ヵ所に設置された窓口へ、平成

17年度から平成25年3月末までに寄せられた侵害相談は合計242件で、地域別では、国内での侵害相談が78%、海外での侵害相談が22%となっています。一方、侵害対象別では、草花37%、野菜16%、果樹14%、観賞樹11%、食用作物9%、工芸作物7%、きのこ類6%となっています¹⁾。

なお、表2²⁾に過去の侵害事例の幾つかを掲げておきます。この侵害事例に限れば、外国関係では中国と韓国の事例がほとんどを占めています。

4. UPOV条約の概要

以上、種苗法と育成者権について説明しましたが、最後に、植物新品種の保護の国際的なルールであるUPOV（ユポフ）条約について概説します。

UPOV条約は、正式名称を“Union Internationale pour la Protection des Obtentions Vegetales”（植物の新品種の保護に関する国際条約）といい、1968年に発効し、加盟国は2014年1月現在、全世界で71ヶ国・地域となっています。因みに、WTO加盟国は159ヶ国・地域、WIPO加盟国は186ヶ国・地域となっています。

UPOV条約の目的は、新しく育成された植物品種を各国が共通の基本原則に従って保護することにより、優れた品種の開発、流通を促進し、もって農業の発展に寄与することとされています。

この目的を達成するため、UPOV条約においては、新品種の保護の条件、保護内容、最低限の保護期間、内国民待遇などの基本原則が定められています。

UPOV条約には、下表のとおり、新・旧の条約が併存しており、保護対象・権利の範囲等が異なりますので、注意が必要です。なお、日本は1998年に新条約に加盟していますが、中国は旧条約のまま新条約には加盟していません。

表1 UPOV条約の概要 (2014. 1現在)³⁾

	91年条約 (新)	78年条約 (旧)
締約国数	51ヶ国・地域	20ヶ国・地域
保護対象	全植物 (締結後10年猶予)	24種類以上
権利範囲	種苗, 収穫物	種苗のみ
存続期間	登録後20年以上, 永年性植物は25年以上	登録後15年以上, 永年性植物は18年以上
東アジア加盟国	日本 (1998年) 韓国 (2002年) シンガポール (2004年) ベトナム (2006年)	日本 (1982年) 中国 (1999年)

5. おわりに

以上、本稿では、品種登録制度における育成者権および関連条約であるUPOV条約について概説しました。

拙稿からお分かりになるように、植物新品種を保護対象とする育成者権は、技術的思想の創作や考案を保護対象とする特許権や実用新案権の制度とよく似ており、出願後仮保護が与えら

れ、所定の審査を経て登録料の納付により育成者権が発生し、育成者権者は、通常利用権の許諾や専用利用権の設定ができるとともに、侵害者に対して差止請求や損害賠償の請求等が可能など、多くの共通点を有しています。

したがって、知的財産制度における特許権や実用新案権と同様に、品種登録制度に基づく育成者権についての知識を深めていくことは、知的財産に携わる者にとって有意義であり、かつ必要だと思われます。本稿がその一助として少しでも役に立てば幸いです。

注 記

- 1) 独立行政法人種苗管理センター発行リーフレット「品種保護Gメン」
- 2) 表2 過去の侵害事例 (最終頁に掲載), 農林水産省 新事業創出課 種苗産業室 国際企画班よりの提供資料 (入手日2014年2月13日)
- 3) 農林水産省 新事業創出課 種苗産業室 国際企画班よりの提供資料 (入手日2014年2月13日)

参考文献

農林水産省発行パンフレット「品種登録制度と育成者権」

表2 過去の権利侵害事例

植物名	品種名	権利者	概要
小豆	きたのおとめ (H23.3満了) しゅまり	北海道	中国に種苗が持ち出され、その収穫物が我が国に輸入されていたことが、平成16年に北海道が輸入品をDNA検査して判明した。北海道からの警告により、輸入業者は中国からの日本品種の小豆の輸入を自粛。
いぐさ	ひのみどり	熊本県	①中国に種苗が持ち出され栽培されているとして、平成15年12月、熊本県が、関税定率法に基づき輸入差止めを申立て。平成17年3月、長崎税関八代支署が八代港から輸入されようとした「ひのみどり」のいぐさを摘発し、刑事告発。平成17年11月7日に熊本地検が起訴し、平成18年2月1日、業者に対し罰金百万円、同社長に対し懲役1年6ヶ月執行猶予4年、いぐさ約8.8tの没収を命じる判決を言い渡した。 ②平成23年4月、熊本県に、国内の公的施設に中国産との表示があるものの「ひのみどり」製であることが疑われる量表があるとの連絡。熊本県の現地調査、DNA分析から当該量表が「ひのみどり」と確認。平成24年1月、熊本県は、当該量表の輸入業者に対して是正・改善を要求し、2月にその旨を公表。
いちご	レッドパール (H20.11満了)	個人 育種家	平成10年に韓国内の一部の生産者に利用を許諾したが、平成12年頃、増殖されて我が国に逆輸入。権利者が輸入業者を相手に裁判を起こし和解したが、現在も韓国国内における栽培は継続中。
	章姫 (H19.1満了)	個人 育種家	平成8年に韓国内の一部の生産者に利用を許諾したが、平成12年頃、増殖されて我が国に逆輸入。現在も韓国国内における栽培は継続中。
	とちおとめ (H23.11満了)	栃木県	①平成13年、「東京都中央卸売市場青果物速報」に韓国産「とちおとめ」の入荷状況が記載。栃木県より、市場関係者に調査を実施したが、物的証拠は得られず。栃木県より許諾先の業者に文書で注意喚起。 ②平成17年、韓国農水産物流通公社が作成した韓国国際展示会のパンフレットに「韓国産イチゴ」として、「とちおとめ」、「さちのか」が記載。
稲	つや姫	山形県	平成24年7月、山形県警が、山形県の許諾を得ずに、その種もみを販売した愛知県内の個人を種苗法違反の容疑で逮捕。
いんげん豆	雪手亡 (H22.9満了)	北海道	中国に種苗が持ち出され、その収穫物が我が国に輸入、販売されていたことが、平成13年に北海道が輸入品をDNA検査して判明した。北海道からの警告により、輸入業者は中国からの高級白あん原料用いんげん豆の輸入を自粛。
おうとう	紅秀峰 (H21.9満了)	山形県	オーストラリアに種苗が違法に持ち出されたとして、平成17年11月16日、山形県が、種苗法に基づき豪州で果実の生産・販売を営む者等を刑事告訴した。平成19年7月、山形県は平成24年まで輸出しないこと等を条件に和解。 中国においても、種苗が違法に持ち出され、流通しているとの情報が寄せられている。
カーネーション	ヒルチエルテス 等4品種	種苗会社 (2社)	中国で種苗が増殖され、母の日を前にその収穫物が我が国に輸入。育成者権者は、平成18年5月11日、輸入業者に警告し同年12月、輸入業者が謝罪金を支払うことで合意。さらに、平成19年5月、別の輸入業者の輸入品に同様の収穫物を発見し、輸入業者に対して警告を行っている。
輪菊	岩の白扇 (H22.8満了)	種苗会社	中国に種苗が持ち出され、その収穫物が我が国に輸入。育成者権者は、平成18年6月2日、輸入業者に警告。その後、輸入業者とは和解が成立。なお、平成16年にも同様の侵害があった。

(事実関係等は新聞報道による)

(原稿受領日 2014年3月3日)